

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年 3月21日

支出負担行為担当官

北海道開発局室蘭開発建設部長 佐々木 純

1 工事概要

- (1) 工事名 二風谷ダム発動発電設備設置工事
(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)
- (2) 工事場所 北海道沙流郡平取町
- (3) 工事内容 本工事は、老朽化した二風谷ダムの発動発電設備の更新を行うものである。
発動発電設備（350kVA）更新 2台
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和8年 7月31日まで。
- (5) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）提出の際に、申請書のみを受領し、入札時に競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）の適用工事のうち、予算決算及び会計令第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を適用する場合は品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- (8) 本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
- (9) 総価契約単価合意方式の適用
ア 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
イ 本方式の実施方式としては、
(ア) 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。（イ）において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
(イ) 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）
があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
ウ 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
エ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
- (10) 本工事は、発注者から工事費内訳書を配布する試行工事である。
- (11) 本工事は、配置予定技術者における「同種工事の実績、同種性・立場」、「監理（主任）技術者等の工事成績」及び「北海道開発局長等優良工事表彰」を求めない技術者育成型（若手：緩和）の試行工事である。
- (12) 本工事は、入札書と資料の同時提出を行う工事である。
- (13) 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選定したうえで活用を図る新技術活用工事である。
- (14) 本工事は、週休2日による施工の対象工事である。受注者は契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

- (15) 本工事は、配置予定登録基幹技能者等を審査し、評価する試行工事である。
評価対象は、元請又は下請企業が配置する者とする。元請の主任（監理）技術者が、登録基幹技能者等である場合は評価対象としない。
評価対象となる資格等は以下のとおり。
・登録基幹技能者
登録電気工事基幹技能者
・優秀施工者国土交通大臣顕彰者（通称 建設マスター）
電気工
- (16) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
- (17) 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
- (18) 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。
- (19) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者又は当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること（共同企業体の場合は、全構成員が該当しない者であること。）。
- (2) 北海道開発局における工事区分「電気」に係る令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の決定をA等級として受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再決定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成20年度から公告開始日時点までに元請けとして完成し、引渡しが完了した下記に係る工事を施工した実績を有すること（共同企業体の場合は、当該共同企業体として、又は構成員のいずれか1社が施工実績を有すること）。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

また、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績がある場合は、国内工事と同様に実績の対象とする。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

- ・より同種性の高い工事：発動発電設備の新設または更新工事
 - ・同種性が認められる工事：電気設備の新設または更新工事
- (5) 次に掲げる基準を満たす許可業種が電気工事業に係る主任技術者又は許可業種が電気工事業に係る監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、共同企業体の場合は、全ての構成員に許可業種が電気工事業に係る監理技術者又は許可業種が電気工事業に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、当該工事に専任で配置できること。

なお、現在他の工事に従事している場合、契約締結日までに当該工事に配置できる技術者であること。ただし、受注者は、工事の継続性において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更できるものとする。

ア 主任技術者は、次に掲げる基準のいずれかを満たす者とする。

- ・建設業法第7条第2号イ若しくはロに掲げる者（建設業法第7条第2号イ及びロに掲げる「実務経験」とは電気工事業とするものに限る。）。
- ・電気工事業に係る建設工事に関し、学校教育法による高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令による大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を

含む。)を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者。

- ・ 建設業法による技術検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者。
- ・ 技術士法による第2次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者。
- ・ 電気工事士法による第1種電気工事士免状の交付を受けた者又は第2種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事(電気工事業とするものに限る。)に関し3年以上実務の経験を有する者。
- ・ 電気事業法による第1種、第2種若しくは第3種電気主任技術者免状の交付を受けた者であって、その免状の交付を受けた後電気工事(電気工事業とするものに限る。)に関し5年以上実務の経験を有する者。
- ・ 建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後電気工事(電気工事業とするものに限る。)に関し1年以上実務の経験を有する者。
- ・ 社団法人日本計装工業会の行う1級の計装士技術審査に合格した後電気工事(電気工事業とするものに限る。)に関し1年以上実務の経験を有する者。
- ・ 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認める者。

イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証(許可業種が電気工事業とするもの)及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(6) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工第1号)に基づく指名停止を受けていないこと(共同企業体の場合は、全構成員が該当しない者であること)。

(7) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

(8) 次に掲げる要件を満たす工事成績を有すること。

また、単年度の受注実績しかない場合は、その年度の工事成績評定点の平均点とし、ア又はイに掲げる受注実績がない単体又は共同企業体の構成員の工事成績評定点は65点とする。

ア 単体

令和3年度及び令和4年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。また、2年間の受注実績がない場合は、令和元年度及び令和2年度、4年間の受注実績がない場合は、平成29年度及び平成30年度、6年間の受注実績がない場合は、平成27年度及び平成28年度、8年間の受注実績がない場合は、平成25年度及び平成26年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

イ 共同企業体

令和3年度及び令和4年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。また、2年間の受注実績がない構成員は、令和元年度及び令和2年度、4年間の受注実績がない構成員は、平成29年度及び平成30年度、6年間の受注実績がない構成員は、平成27年度及び平成28年度、8年間の受注実績がない構成員は、平成25年度及び平成26年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点を採用し、全構成員の平均点で65点以上であること。

(9) 本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。(共同企業体の場合は、当該者を構成員に含まないこと)。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

(11) 北海道内に本工事を施工するために必要な建設業許可を受けた本店、支店又は営業所が所在すること(共同企業体の場合は、全構成員が所在すること)。

(12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価落札方式(施工能力評価型Ⅱ型)に関する事項

(1) 総合評価の方法

本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式である。

ア 入札説明書に示した競争参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。

イ 資料に示された実績により最高20点の「加算点」を与える。

評価項目は次のとおり。

(ア)企業の施工能力に関する事項

(イ)配置予定技術者の能力に関する事項

(ウ)減点に関する事項

ウ 施工体制を適用する場合はその審査を行い、最高30点の「施工体制評価点」を与える。

評価項目は次のとおり。

(ア)品質確保の実効性

(イ)施工体制確保の確実性

エ 得られた「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件、入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記する。

(2) 落札者の決定

入札参加者は価格をもって入札する。入札価格が予定価格の制限の範囲内である者の「標準点」に「加算点」及び「施工体制評価点」を加えた点数をその入札価格で除して評価値を算出する。評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らない者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒051-8524 北海道室蘭市入江町1-14

北海道開発局室蘭開発建設部契約課上席契約専門官（入札担当）

電話0143-25-7027（ダイヤルイン）

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、令和6年3月21日から令和6年4月12日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、9時00分から18時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である正午）まで、電子入札システムにより交付する。

ただし、紙入札により参加を希望する場合は、入札説明書を記録するためのCD-R及び返信用封筒（表に申請者の郵便番号、住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金に相当する切手を貼った角形2号封筒とする。）を同封し、上記（1）に簡易書留又は託送（簡易書留と同等のものに限る。）により申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

ア 申込日時 上記に同じ。

イ 申込先 上記（1）に同じ。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

ア 申請書

令和6年3月21日から令和6年3月27日正午まで

上記（1）に同じ。

電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、原則として持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

イ 資料

4（5）に同じ。

提出方法については入札説明書参照。

なお、資料が10MBを超える場合の提出方法については、入札説明書を参照のこと。

(4) 見積を行うために必要な公示用設計書、図面等の交付期間、場所及び方法

見積を行うために必要な公示用設計書及び図面等については、令和6年3月21日から令和6年4月12日までの休日を除く毎日、9時00分から18時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である正午）まで、電子入札システムにより交付する。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和6年4月12日正午までに、電子入札システムにより提出すること。た

だし、発注者の承諾を得た場合は、北海道開発局室蘭開発建設部契約課に持参すること（郵送による提出は認めない。）。

開札は、令和6年 5月16日北海道開発局室蘭開発建設部1階入札室において行う。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 免除。
 - イ 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行室蘭代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北海道開発局室蘭開発建設部）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 北海道開発局室蘭開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記3（2）に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とする可能性がある。
- (5) 契約締結後のVE提案
契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書等による。
- (6) 配置予定監理技術者等の確認
落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 開札後に施工体制の確認に関してヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。（入札説明書参照。）。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4（1）に同じ。
- (11) 一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者の参加
上記2（2）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者も上記4（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (12) 受注者の責めにより、評価内容を遵守することができない場合は、工事成績評定点から減点する。なお、受注者の責めによらない場合は、自然災害等特別な事情のある場合のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。
- (13) 本工事について、調査基準価格を適用しそれを下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。
- (14) 競争参加資格の地域要件又は総合評価に関する事項において、支店又は営業所（以下「営業所等」という。）を設定している工事について、営業所等が所在することにより競争参加資格を有した者又は総合評価に関する事項において評価された者に対して、営業所等に関する確認資料の提出を求めることがある。
なお、建設業法上、営業所等の専任技術者は、所属営業所等に常勤していることが原則であることから、提出された資料を基に、建設業許可行政庁に照会することがある。

- (15) 本工事は、令和6年度本予算が成立し契約に係る事務手続きが整った場合についてのみ有効である。
- (16) 詳細は、入札説明書による。